

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	議 会 運 営 委 員 会		会 議 場 所 第 3 委 員 会 室 担 当 職 員 鈴 木 智
日 時	平 成 30 年 6 月 28 日 (木 曜 日)	開 議	午 前 10 時 00 分
		閉 議	午 前 11 時 47 分
出 席 委 員	◎福井 ○平本 小川 田中 齊藤 藤本 木曾 西口 <湊議長> <小松副議長>		
執 行 機 関 出 席 者			
事 務 局 出 席 者	片岡事務局長、山内次長、船越副課長、鈴木議事調査係長、池永主任、山末主事		
傍 聴	可	市 民 1 名	報 道 関 係 者 0 名 議 員 0 名 (一)

会 議 の 概 要

10:00

[福井委員長 開議]

1 議会基本条例の検証及び見直しについて

(1) 検証の方法、進め方及び実施スケジュールの確認

[事務局長 日程説明]

[議事調査係長 説明]

(2) 検証の実施

<福井委員長>

第1章から第2章の第5条までは、総則や活動原則を示した内容である。このため、これらについては、それ以降の条文の検証を終えた後に検証を実施していきたいと考える。そのように進めていくこととしてよいか。

—全員了—

<福井委員長>

それでは検討を開始する。

・第5条の2第1項～第2項

[議事調査係長 説明]

(会派の検証：新清流会 C、緑風会 B、共産党 A、公明党 B、無会派 対象外)

<西口委員>

政務活動費を活用し、会派を超えて調査研究を闊達にできるような仕組みづくりが大事だと考える。

<木曾委員>

結果としては、政策提言まで至っていないところもあった。時間が足りなかったのかよくわからないが、最終目標として条例制定する等、市政に反映するまではできていなかったと考える。

<田中委員>

第5条の2第1項は基本原則、第2項は努力義務であり、条文自体を改正する必要はない。このため「達成」としている。

<藤本委員>

政策研究会があまり活用されないのは、会派や常任委員会でも研究ができるからではないかと考える。会派を超えて研究会を結成しようと思えば、視察経費の出し方が難しい。もう少し運用方法を整理した方がやりやすいと考える。あまり活用されていないので「一部達成」とした。

<福井委員長>

以前の政策研究会は自費で活動していた。その後、経費を出せるようにするために、平成28年の検証時に政務活動費を充てることとした。しかし、他の会派と一緒に活動する際には使いにくい。その結果、活動しにくくなったのは事実である。また、木曾委員が言われた提言についての課題もある。第5条の2を改正する必要はないと考えるが、検討とすることとしたいと考える。

この検証自体は条文に対するものであるのか。

<議事調査係長>

条文についてこれまでの活動を踏まえていただき、その結果を検証いただくものである。

<福井委員長>

活動に対してであれば、BやCの検証結果になるが、条文に対してであればAという結果になる。

<藤本委員>

第5条の2第1項は、政策研究会を結成できるという条文であり問題ない。第2項については、提言の具現化を図るという条文であるが、運用基準で報告書を出すこととなっているのか。

<福井委員長>

そのように明文化されている。

<議事調査係長>

基本条例の詳細については、運用基準で定められている。

<藤本委員>

政策研究会を毎年立ち上げて取組んでいるのであれば「達成」であるが、まったく活動していない年もあったので「一部達成」としている。必要があれば、運用基準を見直せばよい。

<福井委員長>

共産党議員団と新清流会の観点は違う。

<湊議長>

まず、どのような活動をしてきたかを検証する必要がある。その中で必要があれば、改正するようにしていけばよいのではないかと。どう活動してきたかの結果を検証していけばよい。また、政策研究会は幹事会等で議員の参加を周知していく取組みである。どこかで知らないままに活動されてきたという経過があるのではないかと。

<福井委員長>

評価については、議長の意見のように進めていきたい。評価せずに、検討するだけでおいてもよいのではないかと。

<事務局長>

検証結果は「一部達成」として、今後の方向性は「取組検討」となると考える。

<福井委員長>

今後の方向性は「取組検討」で確定したと思う。評価は「一部達成」とする。また、政策研究会については、議会運営委員会でも出されていたので、ご存じないことはないかと。

いと考える。

—全員了—

[検証結果：B・一部達成、取組検討]

・第6条第1項

[議事調査係長 説明]

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 A、共産党 A、公明党 A、無会派 A)

<福井委員長>

各会派からの意見はない。取組んでいるということで、「達成」「継続」とするがよいか。

—全員了—

[検証結果：A・達成、継続]

・第6条第2項

[議事調査係長 説明]

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 B、共産党 A、公明党 A、無会派 B)

<木曾委員>

条文に「積極的に議会審議等に係る情報を公開及び提供」とある。具体的方策・取組は、このとおり進めてきたのでよい。会派においては、財源のこともあるが常任委員会をライブ・録画配信することは必要だと考えている。

<藤本委員>

予算的なこと、技術的なことから実施していなかった。技術的に可能であれば実施すべきだと考える。

<福井委員長>

技術的に実施可能となっているのか。

<事務局長>

予算特別委員会は録画配信しているが、常任委員会は配信していない。

<藤本委員>

追加資料については、委員会ですぐに出されればよいが、後ほど提出された場合には、傍聴者に届けるのか。それとも、インターネットの公開でとどめておくのかという問題だと考える。

<木曾委員>

事務局で整理できる部分是对応していただきたい。フェイスブックの運用は、各議員でよくやっただいただいていると思う。すべての討論を入れるとなると大変になってくる。

<福井委員長>

意見のあった②③④については、対応できることとできないことを整理し、次回以降に検討することとしたい。

検証は、「一部達成」「取組検討」とする。

—全員了—

[検証結果：B・一部達成、取組検討]

・第6条第3項

[議事調査係長 説明]

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 A、共産党 A、公明党 A、無会派 B)

<木曾委員>

①の意見については聞き置くこととしておいて、達成としてはどうか。

<藤本委員>

専門的知見の活用について、「予算が確保されていない」「手続きが確立されていない」との意見があるが、どうなっているのか確認したい。

<議事調査係長>

この条文の根拠法令としては、地方自治法第109条第5項である。法整備された内容を、亀岡市議会の議会基本条例に規定し、活用するというものである。自治法に基づく手続きについては、すでに確立されていると考えられる。予算としては、費用弁償1万3,000円が措置されている。単価としては2,600円であり、5人分として毎年計上いただいている。

<福井委員長>

①の意見については聞き置くこととして、「達成」「継続」とする。

—全員了—

[検証結果：A・達成、継続]

・第6条第4項

[議事調査係長 説明]

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 A、共産党 A、公明党 A、無会派 A)

<福井委員長>

「達成」「継続」とすることでよいか。

—全員了—

[検証結果：A・達成、継続]

・第6条第5項

[議事調査係長 説明]

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 A、共産党 A、公明党 A、無会派 A)

<福井委員長>

第6条第5項は第7条第2項と類似しているという意見もある。それぞれ、市民が議会活動に参加する機会の充実を図ることと、市民との意見交換の場を多様に設けるという内容となっている。「達成」「継続」とすることでよいか。

—全員了—

[検証結果：A・達成、継続]

・第7条第1項

[議事調査係長 説明]

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 A、共産党 A、公明党 B、無会派 A)

<藤本委員>

議会ごとに議会報告会を開催するのが基本的な考え方であり、義務的になっているようである。議会報告会は、要望に応じてどのように情報を公開していくのかを考えることが大事である。現在は、わがまちトークとは別に取組んでおり、地域の要望に応じて対応していけばよい。全自治会から開催の要望がある訳ではないので、「一部達成」としている。

<木曾委員>

条文の内容からすると達成していると考ええる。議会報告会については、検討により

方法を変更してきている。「毎年開催する」という条文を「必要に応じて開催する」とすることは可能かと考える。

<小川委員>

取組むことができていると考えるが、課題が色々出てきた。検証結果は「達成」であると考え、2月19日の広報広聴会議での意見のように「必要に応じて開催すること」としてはどうかと考える。また、毎年開催としているが、平成30年はまだ実施していない。

<藤本委員>

条文では「毎年開催する」としてあるので、「必要に応じて開催する」としてはどうか。

<福井委員長>

条例は基本的に12月議会で改正することとしている。今年は実施しないということ、議会運営委員会で決定してはどうかという意見である。議会運営委員会では、議会報告会を今年は実施しないという意見にはならないのではないか。広報広聴会議で検討することによいか。

<木曾委員>

今年は議会報告会を実施しないのであれば、毎年開催するということにはならないことになる。従って「一部達成」になってしまう。広報広聴会議では、今年は実施しないこととなっているのか。

<小川委員>

広報広聴会議では、基本条例に規定されている限り、今年は実施すべきということ踏まえ検討した。その結果、議会運営委員会での検証の際に「必要に応じて開催する」と改正することを提案している。

<福井委員長>

各委員の意見により、条文を改正することになると考えている。規定に沿って実施することが大前提であるが、実施しないのであれば、もう少しはっきりした形で意見を出してもらわないと、議会運営委員会でもしっかり検討できない。

<小川委員>

また検討して報告する。

<平本副委員長>

広報広聴会議では、9月議会の後に実施する必要があるということも話していた。しかし、まだ決定事項ではないので、広報広聴会議でしっかり検討したい。

<田中委員>

「毎年開催する」と規定されているが、年であるのか年度であるのかどちらか。年度であれば12月議会で条例改正しておいて、実施しないとしても問題はないと考える。

<福井委員長>

議会報告会は毎年開催してきたので「達成」としておき、今後の方向性は「取組検討」とする。

—全員了—

[検証結果：A・達成、取組検討]

・第7条第2項

[議事調査係長 説明]

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 A、共産党 A、公明党 A、無会派 A)

<福井委員長>

公明党議員団と会派に属さない議員の現状の課題、問題点については、もっともな意見である。広報広聴会議を中心に検討いただくこととして、「達成」「継続」とする。

—全員了—

[検証結果：A・達成、継続]

・第8条第1項第1号

[議事調査係長 説明]

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 A、共産党 A、公明党 A、無会派 B)

<福井委員長>

「達成」「継続」とする。

—全員了—

[検証結果：A・達成、継続]

・第8条第1項第2号

[議事調査係長 説明]

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 A、共産党 A、公明党 A、無会派 B)

<西口委員>

以前、執行機関から反問という表現が使いつらいという意見があった。言葉に抵抗があるようである。

<福井委員長>

正式には反問権である。執行機関に対してあらためて話をしていくかどうかである。

<事務局長>

反問権という言葉は確立されている。部長級の職員にも反問できることを周知しているが、実際に行使するのはハードルが高いというのが現状である。

<福井委員長>

「達成」「継続」とする。

—全員了—

[検証結果：A・達成、継続]

・第9条第1項

[議事調査係長 説明]

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 A、共産党 A、公明党 A、無会派 C)

<田中委員>

議会が必要とする場合には、資料を求めることとすればよい。

<木曾委員>

第6号までの内容は議会が実施していく内容である。条文としてはこういうことができるという内容である。

<福井委員長>

「達成」「継続」とする。

—全員了—

[検証結果：A・達成、継続]

・第9条第2項

[議事調査係長 説明]

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 A、共産党 A、公明党 A、無会派 B)

<木曾委員>

予算特別委員会で資料要求して出されたものであるもので、今後は出してくると思う。

<福井委員長>

議会としてこれらの資料を求めなくても、達成されていると考える。「達成」「継続」とする。細かいことは各委員会で取扱うこととする。

—全員了—

[検証結果：A・達成、継続]

・第10条

[議事調査係長 説明]

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 A、共産党 A、公明党 A、無会派 C)

<藤本委員>

鳥羽市議会に視察に行った。亀岡市議会においても、決算特別委員会で実施している分科会方式で予算を審査すればよいと考える。

<福井委員長>

昨年は議会活性化を検討したが、今回は基本条例検証の議会運営委員会である。位置づけはどうなっているのか。

<議事調査係長>

今期においては、議会活性化と基本条例の検証を隔年ごとに、いずれも議会運営委員会で実施することを決定いただいている。今後、取組みについて検討いただく機会を設けることは可能であると考えます。

<福井委員長>

「達成」「取組検討」とするがよいか。

—全員了—

[検証結果：A・達成、取組検討]

・第10条の2

[議事調査係長 説明]

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 A、共産党 A、公明党 A、無会派 対象外)

<福井委員長>

「達成」「継続」とするがよいか。

—全員了—

[検証結果：A・達成、継続]

・第10条の3

[議事調査係長 説明]

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 A、共産党 A、公明党 A)

<福井委員長>

「達成」「継続」とするがよいか。

—全員了—

[検証結果：A・達成、継続]

・第11条

[議事調査係長 説明]

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 A、共産党 A、公明党 A)

<福井委員長>

「達成」「継続」とするがよいか。

—全員了—

[検証結果：A・達成、継続]

・第12条第1項～第3項

[議事調査係長 説明]

(会派の検証：新清流会 A、緑風会 A、共産党 A、公明党 A、無会派 対象外)

<齊藤委員>

多くは検討する課題がなく、設置する必要がないと考えているところである。

<木曾委員>

設置することができるかと規定されているものであり、これでよい。

<福井委員長>

「達成」「継続」とするがよいか。

—全員了—

[検証結果：A・達成、継続]

11 : 39

2 その他

(1) 次回開催日時

<福井委員長>

今回は7月26日(木)午前10時から開催することとする。

—全員了—

(2) わがまちトークについて

[事務局長 説明]

(3) 中学生議会について

[事務局長 説明]

11 : 47